

【都市計画税の使途】

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する経費に充てられる目的税です。

令和3年度(2021年度)から税率引き下げ(0.27%→0.26%(R3年度のみ0.25%))を行うこととして
います。なお、一般会計当初予算(案)における都市計画税の充当状況は、以下のとおりです。決算にお
いて生じた余剰金は国立市都市計画事業基金に積み立て、今後予定される都市計画事業に充当してい
きます。

【歳入】

都市計画税 1,180,515 千円

【歳出】

都市計画事業に要する経費 2,688,854 千円

(単位：千円)

事業区分		令和3年度 (2021年度) 予算額	財源内訳					
			特定財源				一般財源等	
			国庫支出金	都支出金	地方債	その他		うち都市計画 税充当分
都市 計画 事業	街路事業	29,900	0	0	0	0	29,900	29,900
	公園事業	195,000	0	65,000	0	0	130,000	0
	下水道事業	1,166,515	148,400	7,419	945,700	0	64,996	63,675
	小計	1,391,415	148,400	72,419	945,700	0	224,896	93,575
地方 債 償 還 額	一般会計	211,855	0	0	0	0	211,855	211,855
	下水道事業会計	1,085,584	0	0	0	0	1,085,584	629,739
	小計	1,297,439	0	0	0	0	1,297,439	841,594
合計		2,688,854	148,400	72,419	945,700	0	1,522,335	935,169

※一般財源等には、都市計画事業基金繰入金を含みます。

都市計画税収入	1,180,515
過充当額	245,346